

令和6年 7月26日

大田市長 楫野弘和



令和6年度 大田市職員採用試験（第2回）試験案内

大田市
〒694-8502 島根県大田市大田町大田口 1111
大田市役所総務部人事課 TEL 0854-83-8014、8015
大田市役所ホームページ <https://www.city.oda.lg.jp/>

大田市職員採用試験（令和7年4月1日採用）を、次のとおり実施します。
※令和6年度中途に採用する場合があります。

大田市の
求める人材像 大田市を誇り、市民から信頼される人材

大田市が求める人材は、市民全体の奉仕者として、市民の声に耳を傾け、市民に説明責任を果たすことができるコミュニケーション力を持ち、市民や職場の仲間たちと信頼関係を築き、困難な状況にあっても責任感と積極性をもって自分に課せられた仕事に取り組むことができる人です。

期待される職員像 自ら考え、行動する職員

基本姿勢



市を取り巻く状況や
市民の声に敏感である



よく考え、よく議論する



チャレンジ精神をもって
行動する

大田市を取り巻く情勢の変化に対応しながら、市民の意見をよく聞き、それを市政に的確に反映することが求められています。

職員一人ひとりが“我がこと”として考え、多くの人と関わり、対話することで新たなアイデアや発想が生まれます。互いのアイデアを尊重し、しっかり議論することが重要です。

職員一人ひとりが、現状をより良いものにしていこうという気持ちをもって、まず行動することが必要です。

1. 受付期間

令和6年7月26日（金） から 令和6年8月22日（木）

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く。）です。
郵送による申し込みは、令和6年8月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付けます。

2. 試験区分、採用予定人員

次の表のうちいずれか1つの試験区分に限り受験できます。

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務C	5名程度	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
一般事務D （手話通訳）	1名程度	市の機関に勤務し、手話に関する業務及び一般行政事務に従事します。
保健師	1名	市の機関に勤務し、成人保健・母子保健・地域保健等に関する健康指導、訪問指導、保健関係事業等の企画調整など専門的業務及び一般行政事務に従事します。
管理栄養士	1名	市の機関に勤務し、栄養指導、栄養相談、保育園における子どもの栄養管理など専門的業務及び一般行政事務に従事します。
消防吏員	若干名	市の機関に勤務し、消火・救助・救急活動及び火災予防指導等の専門的業務及び一般行政事務に従事します。
土木技師	若干名	市の機関に勤務し、道路、上・下水道等の土木工事の設計、監督及び都市計画などの街づくりに関する土木の専門的業務及び一般行政事務に従事します。
建築技師	若干名	市の機関に勤務し、施設の設計・監督、建築物等の確認及び検査、都市計画などの街づくりに関する建築の専門的業務及び一般行政事務に従事します。

※「保健師」「管理栄養士」「消防吏員」「土木技師」「建築技師」の試験区分で採用された場合でも、市政に関する幅広い知識を習得し、職務能力を向上させるために、一般行政事務に従事します。

3. 受験資格（※いずれも学歴は問いません。）

試験区分	受験資格など（年齢は令和7年4月1日現在）
一般事務C	・昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（18歳から40歳までの人）
	第1次試験は、「高校卒業程度の教養試験」などを実施します。
一般事務D （手話通訳）	・昭和59年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人（18歳から40歳までの人） ・手話通訳士の資格を有する人又は都道府県で手話通訳者として登録している人
	第1次試験は、「SPI3-H（基礎能力検査及び性格検査）」などを実施します。
保健師	・平成6年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（22歳から30歳までの人）で、保健師免許を有する人又は令和7年3月31日までに行われる国家試験により保健師免許を取得見込みの人
	第1次試験は、「大学卒業程度の教養試験」と「資格免許職の専門試験」などを実施します。
管理栄養士	・平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた人（22歳から35歳までの人）で、管理栄養士免許を有する人又は令和7年3月31日までに行われる国家試験により管理栄養士免許を取得見込みの人
	第1次試験は、「大学卒業程度の教養試験」と「資格免許職の専門試験」などを実施します。

消 防 吏 員	・平成6年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 （18歳から30歳までの人） ・採用後、大田市に居住する人 ・普通自動車運転免許（AT車限定を除く、以下同じ）を有する人又は採用後1年以内に同免許を取得見込みの人 ・大型自動車運転免許を有する人又は採用後同免許を自費により取得できる人
	第1次試験は、「高校卒業程度の教養試験」などを実施します。
土 木 技 師 建 築 技 師	・平成10年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた人 （18歳から26歳までの人）
	第1次試験は、「高校卒業程度の教養試験」と「高校卒業程度の専門試験」などを実施します。

ただし、次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

(1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(2) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(3) 大田市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

※消防吏員以外の試験区分は、日本国籍を有しない人（永住者又は特別永住者に限る）も受験できます。受験申し込みの際は在留カードの写しなど、在留資格を証する書類の提出が必要です。なお、日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

4. 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
第1次試験	令和6年9月22日（日）	大田市役所（受付時間8時30分～）
第2次試験	令和6年10月中旬～11月上旬 ※第1次試験合格通知に併せて通知します。	

5. 合格発表

- 第1次試験 ～ 令和6年10月上旬に、受験者全員に可否の結果を文書で通知します。
※第1次試験合格者については、第2次試験の際に「面接カード」を提出していただきます。
- 第2次試験 ～ 令和6年11月上旬から下旬に、受験者全員に可否の結果を文書で通知します。

6. 試験科目及び内容

区分	試験区分	試験科目	内 容
第1次試験	一般事務C	教 養 試 験 (120分)	職務遂行に必要な一般的知識及び知能についての試験を行います。 ※択一式
		作 文 試 験 (60分)	職務遂行に必要な思考力、表現力等について作文試験を行います。
		職場適応検査 (20分)	公務員に求められる資質について性格特性をみる検査を行います。 ※択一式
		事務適性検査 (10分)	職務遂行に必要な適性について作業能力をみる検査を行います。 ※択一式
	一般事務D (手話通訳)	SPI3-H (110分)	職務遂行に必要な基礎能力検査及び性格検査を行います。 ※択一式

		作 文 試 験 (60分)	職務遂行に必要な思考力、表現力等について作文試験を行います。
	保 健 師 管理栄養士 土 木 技 師 建 築 技 師	教 養 試 験 (120分)	職務遂行に必要な一般的知識及び知能についての試験を行います。 ※択一式
		専 門 試 験 (90分)	職務遂行に必要な専門的知識、能力についての試験を行います。 ※択一式
		職場適応検査 (20分)	公務員に求められる資質について性格特性をみる検査を行います。 ※択一式
	消 防 吏 員	教 養 試 験 (120分)	職務遂行に必要な一般的知識及び知能についての試験を行います。 ※択一式
		作 文 試 験 (60分)	職務遂行に必要な思考力、表現力等について作文試験を行います。
		消防適性検査 (20分)	消防吏員としての適応性を性格的な面、機器運用技能の面からみる検査を行います。 ※択一式
		体 力 検 査 (6種目)	消防吏員として必要な体力、身体能力をみる検査を行います。 ※握力、垂直跳び、反復横跳び、上体起こし、50m 走、1500m 走（雨天時：20m シャトルラン）

※作文試験の採点は、第1次試験合格者のみ行います。

区分	試験科目	内 容
第2次試験	面 接 試 験	職務遂行能力等について集団討論及び個別面接による試験を行います。

7. 受験手続（問い合わせ先）

試験申込書の請求先及び提出先

大田市役所 総務部人事課 〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地
電話（0854）83-8014

- (1) 郵便で試験申込書を請求する場合は、封筒の表に「大田市職員採用試験申込書請求」と朱書き、94円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（定型）を必ず同封して請求してください。
※大田市役所ホームページから印刷してご利用いただくこともできます。
- (2) 申し込みは、試験申込書（写真貼付）を自筆で記入の上、郵送又は持参で提出してください。

8. 合格から採用まで

- (1) 合格者は採用候補者となり、成績順に採用者を決定します。
採用は、令和7年4月1日の予定です。 ※令和6年度中途に採用する場合があります。
- (2) 受験資格がないこと、試験申込書に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。また、免許及び資格を取得見込みの人で、その免許及び資格が取得できない場合は採用されません。
- (3) 令和6年4月1日現在における初任給（月額）は、次のとおりです。給料表の改定等により変更する場合があります。
【例】高校卒業（18歳）の場合 166,600円
短大・高専卒業（20歳）の場合 179,100円
大学卒業（22歳）の場合 196,200円
※職歴等がある人は、その経歴・職種・年数等に応じ、初任給を決定します。このほか扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の諸手当がそれぞれの条件に応じて支給されます。